

## 社会福祉法人創 虐待防止の指針

社会福祉法人創では、社会福祉法人創「就業規則」服務心得（第3章23条）に基づき虐待防止の指針をもって虐待防止に向けて取り組むこととします。

### 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

職員は利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- (1) 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2. 虐待防止責任体制について

事業所の虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止委員会を設置します。

### 3. 虐待防止委員会に関する事項

- (1) 虐待防止委員会は、虐待の早期発見と防止に努めるとともに、適正な支援を実施できるように図ります。
- (2) 虐待防止委員会の委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めます。

### 4. 虐待防止委員に関する事項

虐待防止委員は以下の職務を行います。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 虐待防止及び対応結果等の報告
- (4) 第三者委員への虐待防止及び対応結果の報告
- (5) 虐待原因の改善状況等についての当事者（保護者含む）及び第三者委員への報告
- (6) 支給決定市区町村及び障害者虐待防止センターへの通報

### 5. 研修に関する事項

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。

## 6. 虐待発生時の対応

- (1) 虐待を受けた利用者の保護
- (2) 虐待内容の記録
- (3) 虐待防止委員会への報告

## 7. 虐待の報告

利用者への虐待が認められた場合には、虐待防止委員は支給決定をした市区町村窓口及び障害者虐待防止センターへ通報します。

## 8. 虐待通報の受付

虐待の通報は、「虐待通報等連絡書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができます。

## 9. 虐待解決に向けた協議

虐待防止委員は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施します。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができます。

## 10. 虐待解決に向けた記録・結果報告

虐待防止委員は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録します。

虐待防止委員は、虐待通報者に改善を約束した事項や状況等について書面により報告します。

法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載します。

## 11. 権利擁護のための成年後見制度

虐待防止委員は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発します。

## 12. 当該指針の閲覧について

本指針は、各事業所の虐待防止マニュアルに綴り、職員全員が閲覧を可能とするほか、利用者さんやご家族が閲覧できるように各事業所への掲示や法人ホームページへ掲載します。

2022年4月1日制定

2023年2月21日改定